

※別添写しについては、添付を省略しています。

消表対第1010号
令和3年6月15日

株式会社サプリメント・ワールド

代表取締役 高崎 貴嗣 殿

消費者庁長官 伊藤 明子
(公印省略)

不当景品類及び不当表示防止法第7条第1項の規定に基づく措置命令

貴社は、貴社が供給する「エクステアライズゲル」と称する商品（以下「本件商品①」という。）、「エクステアライズスプレー」と称する商品（以下「本件商品②」という。）及び「エクステアライズプラス」と称する商品（以下「本件商品③」という。）の各商品（以下これらを併せて「本件3商品」という。）の取引について、それぞれ、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号。以下「景品表示法」という。）第5条の規定により禁止されている同条第1号に該当する不当な表示を行っていたので、同法第7条第1項の規定に基づき、次のとおり命令する。

1 命令の内容

(1) 貴社は、本件3商品の取引に関し貴社が行った後記アの表示は後記イのとおりである旨を確認するとともに、今後、本件3商品又はこれらと同種の商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、後記アの表示と同様の表示が行われることを防止するために必要な措置を講じなければならない。

ア(ア) 本件商品①を一般消費者に販売するに当たり

a 遅くとも平成23年12月31日頃から令和2年11月6日までの間

(a) 本件商品①の容器において、「車内・室内用」及び「新型ウイルス対応・空間除菌」、「アルコールの10万倍の除菌力」、「用途」及び「ウイルス除去、空間除菌」並びに「成分」及び「C₁O₂（二酸化塩素）」と表示することにより、あたかも、本件商品①はアルコールの10万倍の除菌力を有しており、本件商品①を自動車内又は室内に設置することで、本件商品①に含有される成分の作用により、自動車内又は室内において、新型ウイルスを除去する効果及び空間に浮遊する菌を除菌する効果が得られるかのように示す表示

(b) 本件商品①の商品パッケージにおいて、「車内・室内用」及び「新型ウイルス対応・空間除菌」、「用途」及び「ウイルス除去、空間除菌」並びに「成分」及び「C₁O₂（二酸化塩素）」と表示することにより、あたかも、本

件商品①を自動車内又は室内に設置することで、本件商品①に含有される成分の作用により、自動車内又は室内において、新型ウイルスを除去する効果及び空間に浮遊する菌を除菌する効果が得られるかのように示す表示

- b 遅くとも平成29年3月14日頃から令和2年11月6日までの間に配布した本件商品①に係るリーフレットにおいて、別表1「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品①はアルコールの10万倍の除菌力を有しており、本件商品①を自動車内又は室内に設置することで、本件商品①に含有される成分の作用により、自動車内又は室内において、新型ウイルスを除去する効果、空間に浮遊する菌を除菌する効果、あらゆる細菌又はウイルスを除菌又は除去する効果及び臭いを完全に消臭する効果が得られるかのように示す表示

(イ) 本件商品②を一般消費者に販売するに当たり

- a 遅くとも平成25年1月31日頃から令和2年11月6日までの間

(a) 本件商品②の容器に貼付したラベルにおいて、「新型ウイルス対応」、「【使用法】」及び「除菌したいところやニオイの気になるところへ直接スプレー噴霧するか、もしくはスプレー拭きをしてご使用ください。」並びに「成分：C1O2」と表示することにより、あたかも、本件商品②を対象物に噴霧することで、本件商品②に含有される成分の作用により、新型ウイルスを除去する効果が得られるかのように示す表示

(b) 本件商品②の商品パッケージにおいて、別表2「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品②はアルコールの10万倍の除菌力を有しており、本件商品②を対象物又は空間に噴霧することにより、本件商品②に含有される成分の作用により、新型ウイルスを除去する効果、空間に浮遊する菌を除菌する効果及び臭いを完全に消臭する効果が得られるかのように示す表示

- b 遅くとも平成29年3月14日頃から令和2年11月6日までの間に配布した本件商品②に係るリーフレットにおいて、別表3「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品②はアルコールの10万倍の除菌力を有しており、本件商品②を対象物又は空間に噴霧することで、本件商品②に含有される成分の作用により、新型ウイルスを除去する効果、空間に浮遊する細菌又はウイルスを除菌又は除去する効果、あらゆる細菌又はウイルスを除菌又は除去する効果及び臭いを完全に消臭する効果が得られるかのように示す表示

(ウ) 本件商品③を一般消費者に販売するに当たり

- a 遅くとも平成28年7月31日頃から令和2年11月6日までの間、本件商品③の容器及び商品パッケージにおいて、「新型ウイルス対応」、「新型ウイルス対応・ウイルス除去」、「用途」及び「ウイルス除去」並びに「成分」及

び「植物エキス・香料・精油・界面活性剤・エタノール」と表示することにより、あたかも、本件商品③を設置することで、本件商品③に含有される成分の作用により、新型ウイルスを除去する効果が得られるかのように示す表示

b 遅くとも平成28年7月31日頃から令和2年11月6日までの間に配布した本件商品③に係るリーフレットにおいて、別表4「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品③を自動車内又は室内に設置することで、本件商品③に含有される成分の作用により、自動車内又は室内において、新型ウイルスを除去する効果、空間に浮遊する菌を除菌する効果、あらゆる細菌又はウイルスを除菌又は除去する効果及び臭いを完全に消臭する効果が得られるかのように示す表示

イ 前記アの表示は、それぞれ、本件3商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものであった。

(2) 貴社は、今後、本件3商品又はこれらと同種の商品の取引に関し、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、前記(1)アの表示と同様の表示をしてはならない。

(3) 貴社は、前記(1)に基づいてとった措置について、速やかに文書をもって消費者庁長官に報告しなければならない。

2 事実

(1) 株式会社サプリメント・ワールド（以下「サプリメント・ワールド」という。）は、東京都世田谷区祖師谷六丁目19番21号に本店を置き、食品の販売及び輸出入等を営む事業者である。

(2) サプリメント・ワールドは、本件3商品を自動車販売業者等を通じて一般消費者に販売している。

(3) サプリメント・ワールドは、本件商品①及び本件商品③の容器及び商品パッケージ、本件商品②の容器に貼付したラベル及び商品パッケージ並びに本件3商品に係るリーフレットの表示内容を自ら決定している。

(4)ア サプリメント・ワールドは、

(ア) 本件商品①を一般消費者に販売するに当たり

a 遅くとも平成23年12月31日頃から令和2年11月6日までの間

(a) 本件商品①の容器（別添写し1）において、「車内・室内用」及び「新型ウイルス対応・空間除菌」、「アルコールの10万倍の除菌力」、「用途」及び「ウイルス除去、空間除菌」並びに「成分」及び「C₁O₂（二酸化塩素）」と表示することにより、あたかも、本件商品①はアルコールの10万倍の除菌力を有しており、本件商品①を自動車内又は室内に設置することで、本件

商品①に含有される成分の作用により、自動車内又は室内において、新型ウイルスを除去する効果及び空間に浮遊する菌を除菌する効果が得られるかのように示す表示をしていた。

- (b) 本件商品①の商品パッケージ（別添写し2）において、「車内・室内用」及び「新型ウィルス対応・空間除菌」、「用途」及び「ウイルス除去、空間除菌」並びに「成分」及び「C₁O₂（二酸化塩素）」と表示することにより、あたかも、本件商品①を自動車内又は室内に設置することで、本件商品①に含有される成分の作用により、自動車内又は室内において、新型ウイルスを除去する効果及び空間に浮遊する菌を除菌する効果が得られるかのように示す表示をしていた。
- b 遅くとも平成29年3月14日頃から令和2年11月6日までの間に配布した本件商品①に係るリーフレットにおいて、別表1「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品①はアルコールの10万倍の除菌力を有しており、本件商品①を自動車内又は室内に設置することで、本件商品①に含有される成分の作用により、自動車内又は室内において、新型ウイルスを除去する効果、空間に浮遊する菌を除菌する効果、あらゆる細菌又はウイルスを除菌又は除去する効果及び臭いを完全に消臭する効果が得られるかのように示す表示をしていた。

(イ) 本件商品②を一般消費者に販売するに当たり

- a 遅くとも平成25年1月31日頃から令和2年11月6日までの間
- (a) 本件商品②の容器に貼付したラベル（別添写し4）において、「新型ウイルス対応」、「【使用法】」及び「除菌したいところやニオイの気になるところへ直接スプレー噴霧するか、もしくはスプレー拭きをしてご使用ください。」並びに「成分：C₁O₂」と表示することにより、あたかも、本件商品②を対象物に噴霧することで、本件商品②に含有される成分の作用により、新型ウイルスを除去する効果が得られるかのように示す表示をしていた。
- (b) 本件商品②の商品パッケージにおいて、別表2「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品②はアルコールの10万倍の除菌力を有しており、本件商品②を対象物又は空間に噴霧することにより、本件商品②に含有される成分の作用により、新型ウイルスを除去する効果、空間に浮遊する菌を除菌する効果及び臭いを完全に消臭する効果が得られるかのように示す表示をしていた。
- b 遅くとも平成29年3月14日頃から令和2年11月6日までの間に配布した本件商品②に係るリーフレットにおいて、別表3「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品②はアルコールの10万倍の除菌力を有しており、本件商品②を対象物又は空間に噴霧することで、本件商品②に含有

される成分の作用により、新型ウイルスを除去する効果、空間に浮遊する細菌又はウイルスを除菌又は除去する効果、あらゆる細菌又はウイルスを除菌又は除去する効果及び臭いを完全に消臭する効果が得られるかのように示す表示をしていた。

(イ) 本件商品③を一般消費者に販売するに当たり

a 遅くとも平成28年7月31日頃から令和2年11月6日までの間、本件商品③の容器（別添写し6）及び商品パッケージ（別添写し7）において、「新型ウイルス対応」、「新型ウイルス対応・ウイルス除去」、「用途」及び「ウイルス除去」並びに「成分」及び「植物エキス・香料・精油・界面活性剤・エタノール」と表示することにより、あたかも、本件商品③を設置することで、本件商品③に含有される成分の作用により、新型ウイルスを除去する効果が得られるかのように示す表示をしていた。

b 遅くとも平成28年7月31日頃から令和2年11月6日までの間に配布した本件商品③に係るリーフレットにおいて、別表4「表示内容」欄記載のとおり表示することにより、あたかも、本件商品③を自動車内又は室内に設置することで、本件商品③に含有される成分の作用により、自動車内又は室内において、新型ウイルスを除去する効果、空間に浮遊する菌を除菌する効果、あらゆる細菌又はウイルスを除菌又は除去する効果及び臭いを完全に消臭する効果が得られるかのように示す表示をしていた。

イ 消費者庁長官は、前記アの表示について、それぞれ、景品表示法第5条第1号に該当する表示か否かを判断するため、同法第7条第2項の規定に基づき、サプリメント・ワールドに対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めたところ、サプリメント・ワールドは、当該期間内に表示に係る裏付けとする資料を提出したが、当該資料はいずれも、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものであるとは認められないものであった。

ウ サプリメント・ワールドは、前記ア(イ)bの表示について、「※閉鎖試験による試験結果です。全てのウイルスや菌、カビや害虫に効果があるわけではありません。ご使用環境や季節により成分の広がりや使用期間は異なります。」と表示していたが、当該表示は、一般消費者が前記ア(イ)bの表示から受ける本件商品③の効果に関する認識を打ち消すものではない。

(5) サプリメント・ワールドは、令和3年6月9日、前記(4)アの表示は、本件3商品の内容について、それぞれ、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示す表示であった旨を日刊新聞紙2紙に掲載した。

3 法令の適用

前記事実によれば、サプリメント・ワールドが自己の供給する本件3商品の取引に関し

行った表示は、それぞれ、景品表示法第7条第2項の規定により、同法第5条第1号に規定する、本件3商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すことにより、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められる表示とみなされるものであって、かかる表示をしていた行為は、それぞれ、同条の規定に違反するものである。

4 法律に基づく教示

(1) 行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項の規定に基づく教示

この処分について不服がある場合には、行政不服審査法第2条、第4条及び第18条第1項の規定に基づき、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、書面により消費者庁長官に対し審査請求をすることができる。

(注) 行政不服審査法第18条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、処分があつたことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して1年を経過したときは、審査請求をすることができなくなる。

(2) 行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）第46条第1項の規定に基づく教示

訴訟により、この処分の取消しを求める場合には、行政事件訴訟法第11条第1項及び第14条第1項の規定に基づき、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、国（代表者法務大臣）を被告として、この処分の取消しの訴えを提起することができる。

(注1) 行政事件訴訟法第14条第2項の規定により、正当な理由があるときを除き、この処分があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

(注2) 行政事件訴訟法第14条第3項の規定により、正当な理由があるときを除き、審査請求をして裁決があつた場合には、この処分の取消しの訴えは、その裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。ただし、正当な理由があるときを除き、その裁決があつたことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、その裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると、この処分の取消しの訴えを提起することができなくなる。

別表1

表示内容
<ul style="list-style-type: none"> ・「新型ウイルス対応」 ・「アルコールの10万倍の除菌力」 ・「用途 空間除菌」 ・「成分 二酸化塩素」 ・本件商品①のイラストと共に、「<input checked="" type="checkbox"/>1個でどれくらいの広さまで使えるの？」及び「乗用車・ワゴン・ミニバンなどは1台に1個でお使いいただけます。ご家庭でお使いいただく場合は6畳につき1個を目安にお使いください。」 ・本件商品①のイラストと共に、「<input checked="" type="checkbox"/>車の中ではどこに置けばいいの？」及び「ドリンクホルダーやドアポケット、センターコンソールなど、運転の支障にならない場所でお使いください。」 ・本件商品①のイラストと共に、「<input checked="" type="checkbox"/>車以外でも使えますか？」及び「もちろん大丈夫です。トイレやキッチン、居間や寝室など、ご家庭でもあらゆる場所でお使いいただけます。小さなお子様やワンちゃん、ネコちゃんなどのいるご家庭でも安心してお使いいただけます。」 ・本件商品①及び本件商品②のイラストと共に、「<input checked="" type="checkbox"/>消臭に使えますか？」及び「臭いの元となる原因菌を除菌しますので、消臭にも非常に効果的です。芳香剤のように香りが残らず、スッキリ無臭な完全除菌を実現します。」 ・本件商品①のイラストと共に、「<input checked="" type="checkbox"/>広い場所で使いたいのですが、大きいサイズはないですか？」及び「残念ながら大きなサイズはありません。広い場所でお使いいただく場合は、大きなサイズでお使いいただくよりも複数個同時に使いいただくと効果的です。」 ・「エクステアライズの 除菌力は アルコールの10万倍！！」 ・「除菌」、「エクステアライズゲル」及び「お車などに置くだけ簡単除菌！！」との記載と共に、本件商品①を設置した自動車内の写真及び同自動車内に浮遊する菌のイメージ画像 ・「エクステアライズの特徴」、「■アルコールの10万倍の除菌力」、「■あらゆる細菌・ウイルスに対応します」、「■インフルエンザやノロウイルス等のあらゆる細菌・ウイルスに対応。」及び「■嫌なニオイも完全消臭。」 ・「ご家庭でもお使いいただけます」及び「お車以外にもご家庭内などあらゆる場面でお使いいただけます。」、車のイラストと共に、「CAR」及び「車内の気になるニオイ 車内の除菌」、調理用具のイラストと共に、「KITCHEN」及び「キッチンの気になるニオイ 清潔なキッチンの除菌」、家のイラストと共に、「HOUSE」及び「お部屋の気になるニオイ お部屋の除菌」、便器のイラストと共に、「RESTROOM」及び「トイレのニオイ トイレの除菌」、ゴミ箱のイラストと共に、「TRASH」及

び「ゴミ箱のニオイ 生ゴミのニオイ」並びに親子の顔のイラストと共に、「BABY」
及び「キッズコーナーやベビー用品などの除菌」

(別添写し3)

別表2

表示内容
<ul style="list-style-type: none"> ・「新型ウイルス対応」 ・「エクステアライズの特徴」、「除菌力：アルコールの10万倍を誇る高い除菌力。」、「消臭力：ニオイの元となる原因菌を除去する完全消臭。」、「利便性：気になる場所にシュッとひと吹きするだけでお手軽簡単。」及び「特徴：空間に噴霧すれば空間除菌にもあります。」 ・車のイラストと共に、「CAR」及び「車内の気になるニオイ 車内の除菌」、調理用具のイラストと共に、「KITCHEN」及び「キッチンの気になるニオイ 清潔なキッチンの除菌」、家のイラストと共に、「HOUSE」及び「お部屋の気になるニオイ お部屋の除菌」、便器のイラストと共に、「RESTROOM」及び「トイレのニオイ トイレの除菌」並びにゴミ箱のイラストと共に、「TRASH」及び「ゴミ箱のニオイ 生ゴミのニオイ」 ・「【使用法】」及び「除菌したいところやニオイの気になるところへ直接スプレー噴霧するか、もしくはスプレー拭きをしてご使用ください。」 ・「成分：C1O2」

(別添写し5)

別表3

表示内容
<ul style="list-style-type: none"> ・「新型ウイルス対応」 ・「アルコールの10万倍の除菌力」 ・「用途」及び「空間除菌」 ・「成分 二酸化塩素」 ・本件商品②のイラストと共に、「□どれくらいの量を目安に使えばいいですか？」及び「除菌したい箇所や消臭したい箇所、30cm四方に1プッシュを目安にスプレー噴霧、またはスプレー拭きをしてください。」 ・本件商品②のイラストと共に、「□空間の除菌はできますか？」及び「空間に噴霧することで空間に浮遊する細菌・ウイルスを除去、空間除菌の効果があります。」 ・本件商品①及び本件商品②のイラストと共に、「□消臭に使えますか？」及び「臭いの元となる原因菌を除菌しますので、消臭にも非常に効果的です。芳香剤のように香りが残らず、スッキリ無臭な完全除菌を実現します。」 ・本件商品②のイラストと共に、「□ノロウイルスやインフルエンザにも効果がありますか？」及び「エクステアライズはほとんどの細菌・ウイルスに効果があります。ノロウイルスやインフルエンザ予防にもお役立てください。」 ・「新型ウイルス対応」及び「リビングやキッチンなどご家庭でも」 ・空間に浮遊する菌のイメージ画像に対して本件商品②を噴霧するイメージ画像と共に、「除菌」、「エクステアライズスプレー」及び「気になる場所にシェットひと吹きするだけでお手軽簡単除菌！！」 ・「エクステアライズの 除菌力は アルコールの10万倍！！」 ・「エクステアライズの特徴」、「■アルコールの10万倍の除菌力」、「■あらゆる細菌・ウイルスに対応します」、「■インフルエンザやノロウイルス等のあらゆる細菌・ウイルスに対応。」及び「■嫌なニオイも完全消臭。」 ・「ご家庭でもお使いいただけます」及び「お車以外にもご家庭内などあらゆる場面でお使いいただけます。」、車のイラストと共に、「CAR」及び「車内の気になるニオイ 車内の除菌」、調理用具のイラストと共に、「KITCHEN」及び「キッチンの気になるニオイ 清潔なキッチンの除菌」、家のイラストと共に、「HOUSE」及び「お部屋の気になるニオイ お部屋の除菌」、便器のイラストと共に、「RESTROOM」及び「トイレのニオイ トイレの除菌」、ゴミ箱のイラストと共に、「TRASH」及び「ゴミ箱のニオイ 生ゴミのニオイ」並びに親子の顔のイラストと共に、「BABY」及び「キッズコーナーやベビー用品などの除菌」

(別添写し3)

別表4

表示内容
<ul style="list-style-type: none"> ・「新型ウイルス対応」 ・「新型ウイルス対応・ウイルス除去」 ・「用途 ウイルス除去」 ・「成分 植物エキス・香料・精油・界面活性剤・エタノール」 ・「ご家庭でもお使いいただけます」及び「お車以外にもご家庭内などあらゆる場面でお使いいただけます。」、便器のイラストと共に、「RESTROOM」及び「トイレのニオイ トイレの除菌」、調理用具のイラストと共に、「KITCHEN」及び「キッチンの気になるニオイ 清潔なキッチンの除菌」、家のイラストと共に、「HOUSE」及び「お部屋の気になるニオイ お部屋の除菌」、親子の顔のイラストと共に、「BABY」及び「キッズコーナーやベビー用品などの除菌」並びにゴミ箱のイラストと共に、「TRASH」及び「ゴミ箱のニオイ 生ゴミのニオイ」 ・「<input checked="" type="checkbox"/> 1個でどれくらいの広さまで使えるの？」及び「乗用車・ワゴン・ミニバンなどは1台に1個でお使いいただけます。ご家庭でお使いいただく場合は6畳につき1個を目安にお使いください。」 ・「<input checked="" type="checkbox"/> 車の中ではどこに置けばいいの？」及び「ドリンクホルダーやドアポケット、センターコンソールなど、運転の支障にならない場所でお使いください。」 ・「<input checked="" type="checkbox"/> 車以外でも使えますか？」及び「もちろん大丈夫です。トイレやキッチン、居間や寝室など、ご家庭でもあらゆる場所でお使いいただけます。人体に無害な安全性ですので、小さなお子様やワンちゃん、ネコちゃんなどのいるご家庭でも安心してお使いいただけます。」 ・「<input checked="" type="checkbox"/> 広い場所で使いたいのですが、大きいサイズはないのですか？」及び「残念ながら大きなサイズはありません。広い場所でお使いいただく場合は、大きなサイズでお使いいただくよりも複数個同時に使いいただくと効果的です。」 ・「従来、空間内の『ウイルス除去・除菌・消臭・防カビ』を安定して行うことは、化学物質でしか出来ませんでした。しかし、X sterilize Plusは、ファイトケミカルを主原料に用いることで、これら効果を天然由来成分で実現することに成功した画期的な商品です。天然由来成分を主原料に用いることで、安全性が更に高まりより一層安心してお使いいただくことが出来ます。」 ・「■インフルエンザやノロウイルス等のあらゆる細菌・ウイルスに対応。」及び「■嫌なニオイも完全消臭。」

(別添写し8)